

令和3年3月24日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第149号の概要

(経済構造実態調査の変更及び 工業統計調査の中止)

I . 経済構造実態調査の変更

(2022年以降)

1. 経済構造実態調査の概要

調査の目的

製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成すること。

調査実施者

総務省統計局統計調査部経済統計課・経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

調査の沿革

企業・事業所の活動を産業横断的に把握するため、既存の3調査（商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査）、特定サービス産業実態調査）を統合・再編し、令和元年から毎年実施（ただし、経済センサス-活動調査実施年を除く。）

調査対象

1. 甲調査
 - 個人経営の企業及び農林漁業、鉱業、建設業等、一部の産業に属する企業を除く全ての産業分野の企業
 - 日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業：約20万企業
2. 乙調査
 - 特定のサービス産業に属する、無作為抽出により選定された、企業・事業所：約4千企業・約4万8千事業所

調査事項

1. 甲調査
 - 経営組織、資本金等の額、企業全体の売上及び費用の金額、主な事業の内容、事業活動の内容及び事業活動別売上金額 等
 - ※一部の大規模な企業等は、上記に加え事業区分別の費用割合や費用の項目別金額、企業傘下の事業所の売上高等
2. 乙調査
 - 事業の形態、売上金額、営業用固定資産取得額、会員数、年間契約高及び契約件数、入場者数、従業者数 等

調査方法

- 郵送調査またはオンライン調査
- 総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を報告者に郵送し、回収
- 報告者が政府統計共同利用システムにより報告した場合は、当該システムから当該報告者に係る報告内容を入手

結果公表

- 一次公表：調査実施年翌年の3月末までに公表
- 二次公表：調査実施年翌年の7月末までに公表
- 三次公表：調査実施年翌年の10月末までに公表

2. 利活用状況

加工統計作成の基礎資料

- ◆ 基幹統計である「国民経済計算(SNA)」の推計の基礎資料として活用

母集団情報の整備

- ◆ 企業・事業所を対象とする各種統計調査における調査対象の抽出作業等に用いられる「事業所母集団データベース」の更新情報として活用

その他の利用

- ◆ 民間企業等による利用（卸売・小売業の売上高及び商品販売額把握、理・美容業の売上高把握、建築材の市場規模の算出、我が国全体のサービス産業による粗利率の算出などに利用等）
- ◆ 各種学術研究等に利用 など

3. 変更事項 (1) 調査対象範囲の全産業化

現状

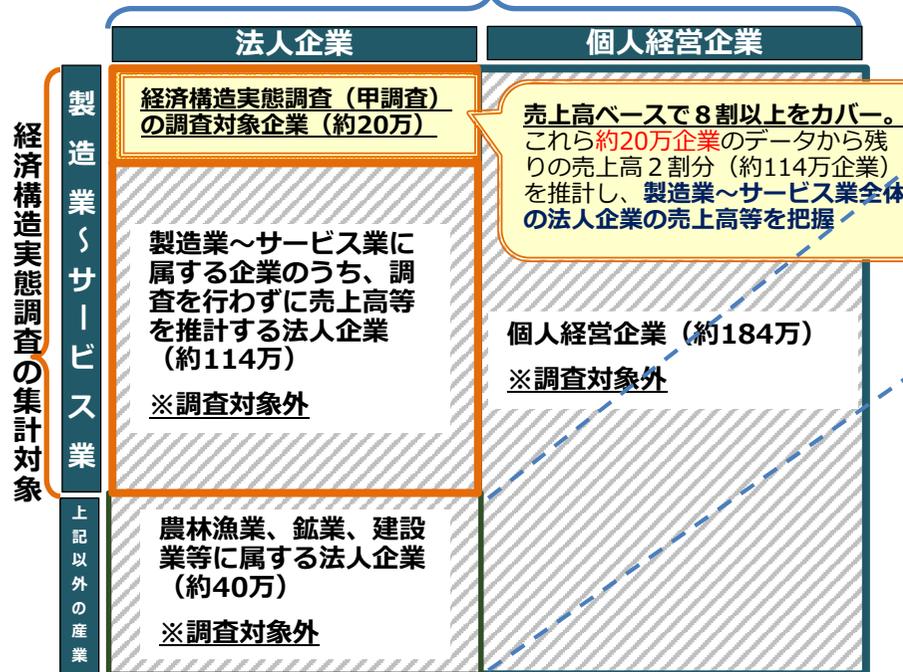
経済構造実態調査（甲調査）は製造業～サービス業（日本標準産業分類E～R）に属する法人企業を対象

変更内容

農林漁業、鉱業、建設業等（日本標準産業分類A～D）に属する法人企業を調査対象範囲に追加し、
全産業化
 →法人企業に関する付加価値額等についてより精緻な調査が可能

現状の調査対象企業の範囲(甲調査)

国内の総企業数（約359万）



産業分類A～Dに係る調査事項の追加は最低限とし、他の統計調査との役割分担を図る観点から、①詳細な事業活動別売上の設定は行わず、②費用構造を調査しない。

新たな調査対象として追加

A
S
D

新たに対象となる法人企業数

A 農業・林業	B 漁業	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	D 建設業
約6,500	約800	約350	約62,000

※平成28年経済センサス活動調査の調査票情報を活用して集計（現在の経済構造実態調査における抽出と同様に、大・中・小分類いずれの区分でも売上高8割を占める法人企業を抽出したもの）

※平成28年経済センサス-活動調査結果から作成

3. 変更事項 (2)調査の名称

経済構造実態調査

産業横断調査

全産業の法人企業を対象

- ・産業横断調査A: 産業大・中・小分類別に売上高8割を占める企業
- ・産業横断調査B: 産業大・中・小分類別に売上高5割を占める企業
- ・産業横断調査C: 一部の上場企業等

製造業事業所調査

製造業事業所を対象

- ・産業大・中・小・細分類別に売上高9割を占める事業所

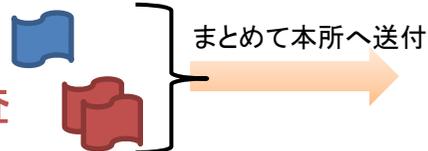
現行の経済
構造実態調査
(甲調査)

現行の工業
統計調査

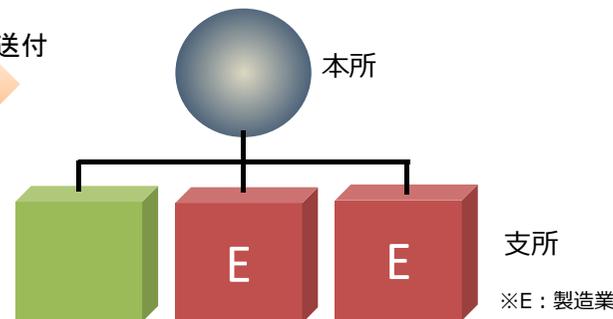
<調査イメージ>

産業横断調査

製造業事業所調査



法人企業



3. 変更事項 (3) 調査事項の追加・廃止①

現状

経済構造実態調査は、経済センサスー活動調査の中間年の調査として位置付けられているところ、令和3年経済センサスー活動調査において、調査項目を変更

変更内容

令和3年経済センサスー活動調査と同様の項目を把握できるように変更

産業横断調査 A

- 1～4 (略)
- 5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び主な費用項目
 - ・年間商品販売額
 - ・給与総額
 - ・租税公課
 - ・支払利息等
- 6 企業全体の主な事業の内容
- 7 企業の事業活動の内容
- 8 企業の事業活動別の売上(収入)金額
- 9 電子商取引の有無及び割合
<卸売業・小売業のみ>
- 10 企業全体の年初及び年末商品手持額
- 11 年間商品販売額及び商品売上原価

移動

産業横断調査 B

- 12 事業区分別の費用の割合
- 13 一事業区分に係る費用の項目別内訳(略)

追加・廃止する調査項目・内容

サービス業※については生産物分類別を導入
さらに、把握する区分数について、現在の6欄から15欄に拡大
※いわゆるサービス業(産業分類F～R)から産業分類I(商業)を除く

商業を副業として営んでいる場合も含め、「商品売上原価」を新たに把握する形に変更・充実
(商業が主業の企業においては、「年初商品手持額」及び「年末商品手持額」も把握)

廃止

廃止

集計事項としては継続

ただし、現在、第1面の事業活動別売上を活用した集計を行っているため、第2面内で詳細な事業活動別費用割合を把握する形に変更

3. 変更事項 (3) 調査事項の追加・廃止②

現状

事業所母集団情報を更新するには、事業所のフェイス事項の一部が不足

変更内容

- ・事業所母集団情報を更新するために、事業所のフェイス事項を充実
- ・調査事項の追加をすることから、報告者負担軽減のため、項目を精査し、一部の調査事項を廃止

産業横断調査C

- 1 事業所の名称及び電話番号
- 2 事業所の所在地
- 3 事業所の主な事業活動
- 4 事業所の売上高
- 常用雇用者数、従業員総数
- 新設事業所の開設時期

<卸売業、小売業のみ>

- 5 卸売業販売額及び小売業販売額
- 6 売場面積
- 7 卸売業販売額の販売先割合
(本支店間移動の割合)

追加・廃止する調査項目・内容

追加

- ・ 従業員数については「常用雇用者数」及び「従業員総数」に限定
- ・ 事業所の開設時期は新設事業所のみを対象

廃止

- ・ 調査対象事業所分においても記入値の変動が少ない
- ・ 調査対象外事業所の推計が困難

3. 変更事項 (4)工業統計調査の包摂①

母集団

工業統計調査の現状

準備調査を実施し、独自の母集団名簿「工業統計調査準備調査名簿」を使用

製造業事業所調査の内容

母集団名簿を、工業統計調査準備調査名簿から事業所母集団データベースに切替え

調査対象範囲

工業統計調査の現状

大分類 E 製造業に属する事業所のうち従業者 4 人以上の事業所（おおよそ19万事業所程度）

製造業事業所調査の内容

産業大・中・小・細分類別に出荷額等を上位から累積し、当該分類に係る出荷額等総額の 9 割を達成する範囲に含まれる事業所（おおよそ12万事業所程度）

調査方法

工業統計調査の現状

地方公共団体経由の調査員調査及び国直轄の郵送調査、オンラインでの回答も可能

製造業事業所調査の内容

国直轄の郵送・オンライン調査

3. 変更事項 (4)工業統計調査の包摂②

調査事項

工業統計調査の現状

- 工業統計調査の甲調査・乙調査 共通事項
・・・経営組織、資本金額、現金給与総額、製造品出荷額 等
- 工業統計調査の甲調査のみの調査事項
・・・有形固定資産、製造品在庫額、工業用地及び工業用水 等

甲調査：従業者30人以上の
事業所
乙調査：従業者4人以上29人
以下の事業所

製造業事業所調査の内容

- ・ 包摂後も調査項目は基本的に同じ事項を調査

集計方法

工業統計調査の現状

速報：調査実施翌年の3月末まで
概要版：調査実施翌年の5月末まで
確報：調査実施翌年の12月末まで（実績としては、調査実施翌年8月中旬頃公表）

製造業事業所調査の内容

- ・ 調査結果に推計処理を行った上で公表するため、調査結果が確定する確報のみ（1回）の公表としつつ、公表時期は現行の工業統計調査の確報よりも早期化（調査実施翌年7月）
- ・ 現在と同等の集計表を作成（従業者階級区分等は今後検討）
- ・ ただし、市町村別結果については参考表として特別集計することを想定

⇒ **工業統計調査を経済構造実態調査へ包摂**

3. 変更事項 (5)乙調査 (旧：特定サービス産業実態調査) の廃止

現状

- 約4千企業及び約4万8千事業所（無作為抽出）
※特定のサービス産業に属する企業又は事業所（旧：特定サービス産業実態調査の対象）
- 経営組織別、資本金階級別、従業者階級別などの企業等数（事業所数）、従業者数、年間売上高などの基本的な項目のほか、**特定産業ごとの特性事項（業務種類別売上高、固定資産取得額、入場者数、受講生数、利用者数など）を把握**
- 甲調査という産業横断的な統計整備が進展する中、**経済産業省における有用性は低下**
- 調査事項の細かさから**記入者負担が大きく、未回答、修正の増加**による精度確保が問題

変更内容

- **産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する特性事項の把握に特化した乙調査については廃止**
※乙調査の廃止後も、各産業の基本的な項目は甲調査にて毎年把握可能

4. 前回答申時の課題等への対応状況

前回答申^(注)の際、「今後の課題」等で指摘した事項への対応状況は以下のとおり。

項目	指摘事項	対応状況
1 諮問事項に関連する横断的な課題	(1) 経済統計の体系的整備に向けた一層の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> 基準年との、よりシームレスな接続を可能とするため、令和4年（2022年）以降、調査対象範囲を全産業に拡大 基準年である令和3年（2021年）経済センサス－活動調査に合わせた調査項目の変更（例：「商品売上原価」の把握等）
	(2) 統計調査の結果提供に当たっての情報の充実	経済構造実態調査を基幹統計の「経済構造統計」を作成するための調査として実施すること及び活動調査の中間年の実態を把握することを目的として実施することをホームページに掲載
2 諮問された統計調査に係る課題 (2) 経済構造実態調査	① 「電子商取引の有無及び割合」の見直し	令和3年（2021年）経済センサス－活動調査において、報告者の負担軽減の観点から「電子商取引の有無及び割合」が廃止になったことを踏まえ、令和4年（2022年）以降、同調査事項を廃止
	② SUT体系への移行に係る調査の範囲や調査事項等の見直し等	SUT体系への移行において副業の生産構造を正確に把握するため、事業活動の内訳を、令和4年（2022年）以降、日本標準産業分類を基にした調査品目から、サービス業については生産物分類を基にした調査品目へ変更
	③ 乙調査の位置づけ等の再検討	産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中での位置付けの整理や報告者負担及び利活用状況を鑑み、令和4年（2022年）以降廃止
(3) 工業統計調査	① 工業統計調査と国勢調査との業務輻輳	令和2年（2020年）工業統計調査においては、地方公共団体の事務負担の軽減のため、調査員調査の回収業務を郵送回収として実施
	② 工業統計調査の母集団名簿	令和4年（2022年）に経済構造実態調査に工業統計調査を包摂するのに合わせ、工業統計調査独自の母集団名簿から母集団DBに変更

(注) 諮問第113号の答申「中間年における経済構造統計の整備について」（平成30年8月28日付け統計委第8号）

【参考】公的統計基本計画

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

(ウ) **中間年経済構造統計については、その有用性の向上や中間年SUTの精度向上に資するため、報告者の負担軽減や統合後の調査の実施状況にも留意しつつ、その充実を図ることが重要**である。具体的には、経済構造実態調査が同時・一体的に実施する予定の**工業統計調査等を包摂**することに向けた検討（以下略）。

イ サービス産業・企業関連統計の改善・整備

(ア)（中略）経済構造実態調査については、平成33年（2021年）**経済センサス-活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、調査事項等の見直しを実施**する。

(ウ)（中略）関係府省は、報告者負担の抑制を図る観点から、経済構造実態調査と、産業横断的に企業の活動実態を把握する経済産業省企業活動基本調査（基幹統計調査）及び法人企業統計調査（基幹統計調査）並びに業種別に企業の活動実態を把握する建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との**役割分担、重複是正等を検討**する。

5. 想定される主な論点

- ① 調査対象の全産業化に当たり、調査対象の選定方法等は適切か。報告者負担の軽減策は取られているか。
- ② 調査事項の廃止による支障は生じないか。追加する調査事項は適切か。
- ③ 工業統計調査の包摂に当たり、調査対象の範囲や調査事項等は適切か。
- ④ 乙調査の廃止による利活用上の支障は生じないか。生じる場合、代替措置はあるか。

Ⅱ．工業統計調査の中止

(経済構造実態調査の変更承認後)

1. 工業統計調査の概要

調査の目的

我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

調査実施者

総務省統計局統計調査部経済統計課
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）

調査票の種類	報告者数	選定方法	主な調査事項
甲調査 (従業者30人以上の事業所(製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。))	約60,000	全数	事業所の名称及び所在地、経営組織、従業者数、製造品の出荷額・在庫額、工業用地及び工業用水 等
乙調査 (従業者4人以上29人以下の事業所(製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。))	約245,000		事業所の名称及び所在地、経営組織、従業者数、製造品の出荷額 等

調査周期 提出期限

調査周期: 1年(ただし、経済センサス-活動調査実施年を除く。)
調査票の提出期限: 毎年6月下旬

公表時期 公表方法

公表時期:
 ・速報は、調査実施翌年の3月末
 ・工業統計調査産業別統計表[概要版]は、調査実施翌年の5月末
 ・その他の統計表は、調査実施翌年の12月末
 公表方法: インターネット

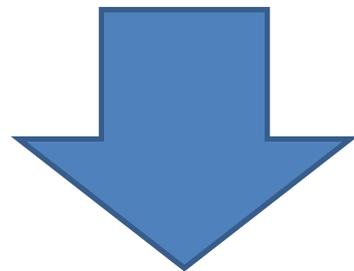
調査組織 調査方法

調査票の配布
 (調査員調査): 総務省・経済産業省—都道府県—市町村—統計調査員—報告者
 (郵送・オンライン調査): 総務省・経済産業省—民間事業者—報告者

調査票の回収
 (郵送・オンライン調査): 報告者—民間事業者—総務省・経済産業省

2. 工業統計調査の中止

基幹統計調査である工業統計調査については中止



経済構造実態調査に包摂されるため、同様の調査事項は、継続して把握